

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

	勤続年数							
	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合(月分)	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
会社都合(月分)	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

(資料出所) 「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における

退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度
があると回答した企業の割合をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

	勤続年数							
	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合（月分）	1.0	1.5	3.5	5.5	8.0	11.0	14.0	16.0
会社都合（月分）	1.5	2.0	4.5	7.0	9.0	12.0	15.0	17.0

別表3（再掲）

	勤続年数							
	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合（月分）	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
会社都合（月分）	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

（備考）

- 1 退職手当については、退職時の基本給額（基本給の2%である賞与含む）に退職手当の支給月額を乗じて得た額を支給する。
- 2 退職手当の支給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。